

サステナブル調達基本方針

株式会社 JTB コミュニケーションデザイン(以下「JCD」と記載)は、サステナビリティビジョンである「『人』と『企業』と『地域』をつなぐ『最適なコミュニケーション』を、お客様や事業パートナーと共創し、持続的でよりよい社会の実現に貢献する」ために調達方針を定めています。

本方針は、JCD が調達を行う際に遵守する基本的な事項であり、事業パートナーの皆様と倫理的な価値観を共有し、持続可能なサプライチェーン構築を目指すものです。

事業パートナーの皆様におかれましては、本方針の内容についてご理解をいただき、当社とのお取引において、当方針に記載した事項への取り組みをお願いすると共に、皆様の調達先にも同様の取り組みを行って頂くことを推奨いたします。

1. コンプライアンス

- ① 各国や各地域の法令やルールを遵守し、一切の違法行為について関与しません。
- ② 不正行為の予防・防止のために体制を整備するとともに、通報された情報の機密性・匿名性を担保することで通報者の保護を徹底します。
- ③ 反社会的勢力や、その疑いがある者との取引を拒否し、いかなる利益の供与も行いません。
- ④ 取引に必要な許認可、認証、資格を取得し、それらの維持管理を適切に実施します。
- ⑤ 公正かつ倫理的な競争を阻害する、私的独占や不当な取引制限(入札談合、カルテル等)、不公正な取引を行いません。
- ⑥ 行政機関やそれに準じる組織、公務員、また取引先に対して、不適切な支払いや、過剰な贈答品の提供またはその他の勧誘を行わない、また逆に不適切な支払いや過剰な贈答品の提供を受けません。
- ⑦ マネーロンダリングの防止に関する全ての適用法令を遵守し、マネーロンダリング行為に関与しません。
- ⑧ 自社及び取引先の関連法令違反等が発覚した場合は、速やかに該当機関に報告します。

2. リスク管理体制の構築

- ① 人権、企業倫理、情報漏洩、環境、労働安全衛生等に関するリスクを特定するプロセスの構築及び、特定されたリスクの重要性評価、適切な手順による管理に努めます。
- ② 自然災害、気候変動の影響、疫病の蔓延、政治的・経済的な混乱等の予測できない困難状況についても、被害を最小化する対策と対応手順を策定し、事業継続計画(BCP)の構築に努めます。

3. 人権の尊重

人権に関する国際規範等(国連憲章、世界人権宣言、ビジネスと人権に関する指導原則等を含む)を遵守し、また各国の憲法や判例で保障された、全ての人の人権を尊重・擁護し、人権侵害を容認しません。

① (暴力とハラスメント)

事業に関わる全ての人の人権を尊重・保護し、あらゆる差別や誹謗中傷、暴力とハラスメントの排除に努めます。

② (個人の多様性の尊重)

個人の多様性、個性、人格を尊重し、個人が持つ能力を最大限に発揮できる心理的安全性が確保された環境を整えます。

③ (強制労働・児童労働)

サプライチェーンにおける強制労働や児童労働等、本人の意に反したあらゆる強制労働の排除に努めます。15歳又はその国の法令で就業が許される年齢のいずれか高い年齢に達していない児童を雇用せず、また雇用を支援しません。

④ (制作物の差別的表現)

サービスの提供や制作において、差別的な表現・行動の採用、提案はしません。

⑤ (先住民族・地域住民)

先住民族の土地、文化、慣習、宗教、生活様式等の伝統的知識や遺伝資源の権利を尊重し、利益を一方的に搾取するような行為を行いません。また、事業を行う地域の住民が生活に支障をきたすことがないよう配慮します。

⑥ (結社の自由)

国際規範・関連法令に則り、結社の自由と団体交渉権等の労働者が有する権利を尊重します。

4. 労働環境への配慮

① 関連法令に基づいて、全ての従業員・労働者と適切な労働契約を締結し、正当な額の賃金の支払い、休日・休暇・福利厚生を提供を保証します。

② 従業員の労働時間を適切に管理するとともに、従業員の安全と衛生が確保された職場環境の維持向上と労働災害の防止に努めます。

③ 多様性を認め、働きがいのある職場環境の整備に努めます。

④ 全ての従業員に対し適切な健康管理を行います。

5. 環境・生物多様性への配慮

① (持続可能な調達・購買)

資源循環につながる原材料・資材を調達し、廃棄物発生を最小限化を進めると共に、違法な取引・伐採・漁獲・狩猟による原材料を調達することのないよう、合理的な範囲でサステナビリティ認証を取得した持続可能な商品の優先的な利用と購入に努めます。

② (地球温暖化への対応)

環境マネジメントシステムを構築し、事業活動が環境に与える影響を極力抑えるよう継続的な改善活動に努めます。

事業活動による温室効果ガスの排出量を把握し、削減に向けた取り組みを推進することで、気候変動に与える影響を抑えるよう努めます。

③ (生物多様性への配慮)

事業活動が生態系に与える影響を把握し、生物多様性に悪影響を及ぼさないように努めます。

④ (環境汚染への対応)

大気汚染、土壌汚染、水質汚染、騒音等、地域の人々の健康と安全を考慮し、環境汚染の防止に努めます。

⑤ (水資源への対応)

水資源の適切な利用と節水に努め、地域の水資源保全に配慮します。

⑥ (化学物質の管理)

人体や環境に危険をもたらす化学物質及びその他の有害物質を取り扱う場合は、関連法令を遵守し、安全な取り扱い及び廃棄を適切に管理します。

6. 適切な情報管理と開示

① 国・地域の法令やルールを遵守し、機密情報や知的財産の管理・保護・利用を適切に行います。

② 情報セキュリティの強化等の防衛策を講じ、個人情報を始めとした情報の漏洩を防止します。

③ 関係法令等で定められた、又は推奨されている、情報管理に関する(特に個人情報保護)管理体制の構築や認証の取得に努めます。

④ 社会およびステークホルダーとの信頼関係構築のために、社内外に対して自社の情報を適切に開示し、透明性と説明責任を果たします。

7. 地域社会への貢献

① 地域の伝統文化や社会的慣習を尊重し、環境に配慮した循環型社会の形成に貢献します。

② 事業活動を通じて地域の経済やコミュニケーションの活性化に貢献します。

③ 地産地消、地域での雇用機会の創出・拡大や地元事業者との適切な取引により、持続可能で豊かな地域づくりに努めます。

8. サービス・品質の向上

① サービスの提供にあたり、お客様に正しい情報をお伝えし、誤解を与えるような告知・表示、広告を行いません。

② 国際社会での合意事項に沿ったサステナビリティの観点から、お客様の満足度を継続的に把握し、必要に応じて改善に努めます。

③ 品質マネジメントシステムや第三者認証制度の活用等により、品質の確保や向上に努めます。

2023年2月制定

2026年4月1日改定

代表取締役 社長執行役員

藤原 卓行